

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 石巻市 (都道府県: 宮城県)
本事業の担当部局名 復興企画部地域振興課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)			
個別事業名	石巻市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和4 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	45,000,000			円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> 石巻市では出生率低迷の打開を目指し、「石巻市まち・ひと・しごと総合戦略」の<基本目標4> 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」の中の具体的な施策として、「夫婦共働きを前提とした就業環境の整備や子育て支援の推進」や「結婚・妊娠・出産・子育てに係る若い世代への支援」、「子ども・子育て支援新制度の円滑かつ持続的な実施等」等を掲げ、各種計画と連動した取組を実施している。</p> <p><本個別事業の位置付け> この中で結婚支援事業については、これまで市独自の婚活イベントや民間団体が主催する婚活及び恋活事業に対する補助金の交付を実施してきたが、成婚へ結びつくケースは少なく、婚姻件数は平成29年の589件から令和3年は376件へと5年間で213件減少し、緊急に対策を講じる必要があることから、今後の事業としては、下記の支援を実施する。 ①結婚を希望する独身者に対しての出会いの機会の提供 (婚活及び恋活事業を開催する団体への補助金交付、みやぎ結婚支援センターへの登録料の補助等) ②結婚に伴う新生活スタートに係る支援 ※本個別事業は②に位置付けられ、若い世代の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、経済的不安の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に資することを目的として実施するものである。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>			
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【その他独自要件】				
夫婦のいずれにも市税等に滞納がないこと。				

2. 申請見込

①新規世帯見込

上記のうち	100	世帯			
	ともに29歳以下	50	世帯	左記以外	50 世帯

【積算根拠】

[(50件×60万円)+(50件×30万円)]×2/3(補助率)=3,000万円
 ①令和3年石巻市における年間婚姻件数 376件
 ②令和3年結婚生活に入ったときの年齢が39歳以下の割合84.2%(令和3年人口動態統計)
 ③令和3年39歳以下の世帯総数のうち、世帯所得が500万円未満の世帯割合47.1%(令和3年国民生活基礎調査)
 算出式:①×②×③=149件(支給見込世帯数)
 ただし、149件のうち、予算の制約により、今回の対象世帯は100件とする。
 対象経費支出予定額:(50件×60万円)+(50件×30万円)=4,500万円

【令和4年度申請状況】

令和 4 年 4 月 ~ 令和 4 年 12 月
申請 実績 世帯数 10 世帯

②継続補助見込

	継続補助実施の有無	無	
見込世帯数			世帯
対象経費支出予定額			円

3. 広報の実施予定

市広報誌及び市ホームページへの掲載、婚姻届配布時、及び婚姻届受取時にすべての方へチラシを配布。
 各関係施設等及び若者が集う店舗等へのチラシを配布。

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	合計特殊出生率	%	1.52(令和7年)	1.20(令和3年)
	女性人口(15~49歳)	人	21,696(令和7年度)	23,542(令和3年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.20(令和3年)	
	婚姻件数	件	376(令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	40	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	宮城県との連携 『AI活用を始めとするマッチングシステムの高度化等の取組』 ①出張登録・相談会の共催 ②新規入会促進を目的とした入会登録料の助成 『男性の育児取得と家事・育児参画促進の取組』 ①地元企業や関係団体等との会議時等に宮城県が作成する男性家事育児参画啓発動画の視聴とアンケート回答の働きかけ ②結婚新生活支援事業の交付申請者に対し、宮城県が作成する夫、父親向けの男性家事育児参画啓発動画の視聴とアンケート回答の義務づけ			
	民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8 市内の団体及び店舗等へチラシの配架について協力を求め、広く対象世代への情報提供を行う。			

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
 ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
 ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。